

令和4年3月（第3回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日（木）午後2時00分～

2. 開催場所 益城町総合体育館 会議室

3. 出席委員（13名）

|     |             |     |            |
|-----|-------------|-----|------------|
| 1番  | 荒川 忠一（筆頭代理） | 2番  | 齊藤 保（次席代理） |
| 3番  | 内田 一正       | 4番  | 松野 隆       |
| 5番  | 富嶋 雄治       | 6番  | 渡邊 久則      |
| 7番  | 松本 功        | 8番  | 上村 直嗣      |
| 9番  | 中村 光博       | 10番 | 中川 恭一      |
| 12番 | 坂田 俊明       | 13番 | 坂田 成喜      |
| 14番 | 岩村 久雄（会長）   |     |            |

4. 欠席委員（1名）

11番 渡邊 義幸

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について  
日程第2 報告第1号 市街化区域内的の農地転用届出について  
日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について  
日程第4 報告第3号 許可不要転用届について  
日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について  
日程第6 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について  
日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について  
日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について  
日程第9 議案第5号 農用地利用配分計画（中間管理機構分）について  
日程第10 令和4年 第4回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

|      |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|
| 農地係長 | 澤田 洋子 | 主 査 | 奥村 敬介 |
| 主 事  | 上村 洸二 |     |       |

## 7. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和4年第3回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、11番渡邊義幸委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。6番渡邊久則委員、12番坂田俊明委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
賃貸借の部が3件でございます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。  
次に、賃貸借の部 中間管理事業分が2件でございます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借の合意解約の報告とします。  
使用貸借の部が2件でございます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。  
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出について、ご報告を申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、許可不要転用届の部 一時転用についてでございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、3番内田一正委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告いたします。

3月1日に吉川推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、現在は耕うん機等の機械を近隣農家より借り受けて耕作しており、今後トラクターを購入予定とのことで伺っておりますので問題ありません。

主に生産される作物は大豆、じゃがいもで、申請地にはじゃがいもを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数3年、年間240日、夫が経験年数3年、年間120日となっております。

取得後の農地の面積については、5,285㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことで伺っているので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願います。

(議長)

只今、番号1番について内田一正委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

3月7日に富永推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、西瓜で、申請地には西瓜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間300日、長男が経験年数3年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、27,489㎡ですので、問題ないと思っております。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作してまいりましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思っております。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願います。

(議長)

只今、番号2番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、6番渡邊久則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(6番委員)

調査報告いたします。

3月5日に堀部推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクターを所有しており、田植え機等は近隣農家より借り受けて耕作しているため問題ありません。

主に生産される作物は水稻で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間100日、妻が経験年数30年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、5,297㎡ですので、問題ないと思いません。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことで伺っているので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号4番につきましては、5番富嶋雄治委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

3月6日に上田推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、耕うん機等を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、ニラ、南瓜で、申請地には水稻とニラと南瓜をそれぞれ作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数12年、年間300日、妻が経験年数9年、年間250日となっております。

取得後の農地の面積については、24,004㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのこと伺っているので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号4番について富嶋雄治委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。



(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、3番内田一正委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

3月1日に吉川推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の教育施設がある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について内田一正委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきまして、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

3月2日に坂上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の教育施設がある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきまして、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

3月7日に中島推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の教育施設がある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号4番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号4番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、賃借権設定の部 番号8番から番号12番につきまして、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号8番から番号12番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、賃借権設定の部 番号16番につきまして、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号16番についてご審議をお願いいたします。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。  
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、賃借権設定の部 番号18番及び番号19番につきまして、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号18番及び番号19番についてご審議をお願いいたします。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございしますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思えます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございまして。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。



次に、所有権移転の部でございます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)  
はい

(議長)  
それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)  
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)  
《議案第5号説明》

(議長)  
只今、議案第5号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)  
はい。

(議長)  
それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和4年第4回委員会の日時について申し上げます。次回は4月11日、午後2時より JA かみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員